

(仮称) 白滝山ウインドファーム更新事業に係る計画段階環境配慮書に係る回答

No.	箇所	意見	事業者回答
1	全般	既存の白滝山ウインドファームの建設時の環境影響評価はどのように行ったのか。	既存発電所建設当時は環境影響評価法の対象事業ではなく、また今回のような配慮書という手続きもございませんでした。しかし、『風力発電のための環境影響評価マニュアル (NEDO 新エネルギー・産業技術総合開発機構)』に準じ、方法書の縦覧は平成18年3月～4月、調査は平成17～18年にかけて環境影響評価を実施しております。
2	全般	風車設置後、風力発電に対する地域住民の意識調査は行ったのか。	特別な意識調査は行っておりませんが、現地常駐の所長が、日常業務の中で地域住民の方とコミュニケーションを図っており、風車設置後から現在まで地域住民からの苦情は寄せられておりません。
3	全般	台風などの強風により風車が倒壊する事故が発生しているが、「風を逃がす」仕組みはどのようにしているのか。	今回の計画では台風などの強風や配置による乱流などを考慮して機種を選定を行っていく予定です。また、現在でも強風時には、ブレードを風向に平行にし、停止させる制御を行っています。

No.	箇所	意見	事業者回答
4	全般	落雷によるブレード（翼）の破損はこの地域では発生したことがあるのか。そのトラブルに対する対処法は。	他事業者の状況は不明ですが、白滝山ウインドファームでは落雷により破損したことはありません。なお、風力発電機器類には雷害対策が備わっています。
5	全般	世界では導入増加にともない、風力発電による発電コストは低下を続けているが、どのくらいの発電コストを考えているのか。	国内における風力の発電コストはあまり低下していません。国内において、今後計画を進め建設費を試算し検討していく予定です。
6	全般	風車として日本製を予定しているのか、それとも外国製か。	現在は外国製で検討しています。
7	全般	風車の稼働率としてどのくらいを考えているのか。	選定機種により異なりますが現時点では 90%以上で考えています。
8	工事	運搬車両による道路の砂塵の巻き上げや工事車両による泥の跳ね上げなどは運搬道路周辺の植物や生態系に多大な影響を与えることが懸念されるが、どのような対処法を考えているのか。	現時点では、詳細は未定です。今後の方法書以降の手続きにおいて、運搬道路周辺の植物や生態系への影響について調査、予測及び評価の結果を踏まえた上で、散水や速度制限等の環境保全措置を検討します。
9	工事	2-9 ページ 表 2. 2. 7-2 撤去工事-搬出工事 「解体した発電機、基礎などを搬出する」とあるが、搬出予定場がわかるとよい。	搬出予定先は、現時点では未定です。撤去・搬出方法を含めて、今後の方法書以降の手続きにおいて計画していく予定です。

No.	箇所	意見	事業者回答
10	工事	2-9 ページ 表 2.2.7-2 新設工事-造成・基礎工事 残土量はどのくらいと予測されるか。 また、その残土の処理は。	造成・基礎工事における土量、残土量及び処理方法についても、詳細は現時点では未定ですが、撤去・搬出方法を含めて、今後の方法書以降の手続きにおいて計画していく予定です。
11	工事	2-9 ページ 表 2.2.7-2 工事中の降雨による出水、出水中の泥水の処理、配慮について。	現時点では、詳細は未定です。今後の方法書以降の手続きにおいて、水環境への影響について調査、予測及び評価の結果を踏まえた上で、仮設沈砂池の設置のほか、工事実施時の土工量の抑制等の環境保全措置を検討します。
12	景観	4-65 ページ 景観 (3)調査地域 調査地域を 8.9km とした妥当性について。 環境省(2013)「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」(以下、環境省ガイドライン)では、垂直見込み角 0.5 度以上の場合について、眺望への支障の可能性ありとして、保全対象眺望地を抽出するとしている。(事業想定区域の周辺には、国定公園・県立自然公園が存在している。)	『自然環境アセスメント技術マニュアル』に準じ、風車高 155m を考慮し、垂直見込み角が 1 度以上になりうる範囲として 8.9 km を計算で求めております。 ご指摘のとおり、今後、国立・国定公園内においては、環境省(2013)「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」(以下、環境省ガイドライン) に準じて進めてまいります。

No.	箇所	意見	事業者回答
1 3	景観	<p>4-73 ページ 図 4.4.6-4 可視領域</p> <p>「仮配置した風力発電が視認できる範囲」の色塗について、8.9kmの赤線内側以遠に色が塗られた地域が無いように見える。(たとえば、北部では、油谷湾の北側では色が塗られていない)</p> <p>これは、以遠の場所で地形的に視認できないという計算結果が得られたと理解してよいか。</p>	<p>No. 12 に示す考え方で実施していたため、8.9 km以遠は現在計算しておりません。</p> <p>今後、国立・国定公園内においては、環境省(2013)「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」(以下、環境省ガイドライン)に準じて進めてまいります。</p>
1 4	景観	<p>4-82 ページ 表 4.5-1(4) 留意する事項</p> <p>「必要に応じて・必要と考えられる場合には」「事業者が実行可能な範囲」の措置には、眺望への支障が確認される場合の、事業計画の変更が含まれると理解してよいか。</p> <p>環境省ガイドラインでは、(一律の数値基準の設定は困難としながらも)「過大である」と判断する目安として見込み角 1~2 度という数値を挙げている。</p>	<p>今後の実施計画の中で、景観条例等を考慮し検討いたします。</p>

No.	箇所	意見	事業者回答
1 5	林地開発	<p>計画地区は、水源涵養保安林として指定されており、その開削は十分な配慮をもって対応する必要がある。特に、山の稜線部分を切り開くと、土砂の流出やがけの崩壊、砂防ダムへの堆積助長など、将来の土砂災害の元凶となる恐れがある。</p> <p>アセス項目には、河川水や土壌汚染等の記述はあるが、地形の性状変化については該当する項目がない。ガイドラインに指定されていないからかもしれないが、上記の水源涵養保安林の保全という観点からは注視する必要があると考える。</p> <p>したがって、既存の白滝山ウインドファームが出来てからの施設周辺での土壌流出状況等を精査し、施設の更新が状況悪化を招かないことへの配慮を記載する必要があると考える。</p>	<p>土壌流出状況等を確認したうえ、施設の更新に際し、状況悪化を招かないよう可能なかぎり工事計画等に反映させるとともに、それらを環境保全措置として記載することを検討します。</p> <p>計画地の一部が、水源涵養保安林として指定されているため、山口県（農林水産部森林整備課及び下関農林事務所森林保全課）と今後協議を行いながら事業計画を進めてまいりたい。</p>
1 6	その他	<p>現地見学の計画をして欲しい。</p> <p>見学が実施されるなら、周辺住民の住民代表、最低、前環境審議会委員（豊北町：熊井、重中両氏）は加えてほしい。</p>	<p>周辺住民対象の現地見学は今後計画して参ります。また、その際は、前環境審議会委員の熊井氏及び重中氏にも声を掛けさせていただきます。</p> <p>※事務局補足 環境審議会では本年秋に現地視察を予定しております。</p>

No.	箇所	意見	事業者回答
17	その他	4-54 ページ表 4.4.4-6 「市町村の項」について 長門市を下関市に訂正のこと	ご指摘のとおり、訂正いたします。
18	その他	4-56 ページ下から 2～1 行目 「表 4.4.3-10」を「表 4.4.4-10」に訂正のこと	ご指摘のとおり、訂正いたします。